

平成30年度包括外部監査結果報告における指摘事項で検討中のもの

監査対象/ テーマ	管理 番号	中項目	小項目	指摘/ 意見/ 提案	主な内容	・改善の状況 ・意見及び提案を受けての考え方、対応状況	措置等対応 状況の区分	監査対象部署 /指定管理者	報告書 ページ
柏市老人福祉センター指定管理業務について	14	① 預金口座の区分管理について		指摘	<p>【現状・問題点】 柏市老人福祉センターの管理に関する基本協定書及び中央老人福祉センターの管理に関する基本協定書では、自主事業に関する会計は、指定管理料に係る会計と区分して会計をしなくてはならないと規定しているが、銀行口座について市社協は、自主事業と指定管理料の口座を区分していない。</p> <p>【結果】 市社協は、市所管課との協定の規定に基づき、自主事業の預金口座と指定管理料の預金口座を区分されたい。しかし、市社協の体制は、自ら自発的に利益を生むように組織されていないことより、規定に準拠した場合、自主事業の運営が困難になる。このことより、市社協は市所管課と協議して規定の変更をする場合には現状の自主事業と指定管理事業を同じ預金口座とすることは問題ないものとする。その際、預金口座をひとつにしても自主事業の区分経理を行うことは必要である。</p>	指定管理事業と自主事業については共通の口座を使用しますが、自主事業の区分経理を含めて、協定書の規定を今年度中に変更する予定です。	検討中	柏市社会福祉協議会	48
	15	② 自主事業にかかる会計について		指摘	<p>【現状・問題点】 市社協は、管理業務以外に、センターの設置目的に合致し、かつ、管理業務の実施を妨げない限度において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができる規定があが、現状では、市社協は、基本的には指定管理料以内の企画運営という観点での企画を行っており、自主事業として参加者から徴収するのは、講師料や材料費などの追加で発生する部分の補填等のみとなっている。また、自主事業の収支については、結果としての収支計算のみの報告書である。このように、自主事業の実施にあたり現在では、指定管理料で基本的に費用負担を行っている。このことは市との基本協定第23条第1項に反する処理である。</p> <p>【結果】 市社協は、市との基本協定書にあるとおり、自主事業を行う際の費用負担について指定管理料ではなく、自己の独自財源を充当されたい。ただし、指定管理業務における自主事業の位置付けを市所管課と協議し、この規定の見直しを含めた自主事業のあり方に関して変更を要するかどうかについて合意されたい。</p>	指定管理業務における自主事業の位置付けについて、所管課と協議を行い、自主事業と指定管理事業の区分けについて整理を行っていきます。	検討中	柏市社会福祉協議会	49
	17	④ 計画時の法人繰入額280万円の根拠の妥当性について		指摘	<p>【現状・問題点】 平成28年度から平成32年度までの指定期間の計画時の法人繰入額は280万円を計画している。この金額は、本来、当該法人繰入額は、本部経費のうち、柏市老人福祉センターの負担相当分を支出するための項目である。 一方、柏市老人福祉センターでは、本部経費のうち、柏市老人福祉センターの管理事務の人件費以外の支出は、柏市老人福祉センターの各施設に按分しており、柏市老人福祉センターの支出の中には、柏市老人福祉センターが負担すべき本部経費も既に含まれている。また、柏市老人福祉センターの管理事務の人件費は、按分せずに、補助金として処理している。</p> <p>【結果】 計画上の法人繰入額は、主として本部経費相当額(適正な利潤を含む。)を充当するための項目として位置付けられた。市社協では、既に本部経費相当額は柏市老人福祉センターの支出として会計区分としても配賦済みとしているため、法人繰入額は本部経費相当額を充当するための項目とはされていない。また、その見積りにおいても、具体的に経費を積み上げる方法、或いは、市社協の本部経費全体を、経常収益に占める指定管理料及び利用料金等の合計金額の割合で按分した金額に基づき見積もる方法等の合理的な方法を採用されたい。</p>	令和元年度の収支計画書においては、本部経費の項目を追加して所要額を計上しました。今後、市所管課と本部経費の見積り方法や金額の妥当性等について協議検討を行っていきます。	検討中	柏市社会福祉協議会	53
	18	⑤ 柏市老人福祉センターの管理事務に対する人件費の処理の妥当性について		指摘	<p>【現状・問題点】 柏市老人福祉センターの指定管理の管理事務に従事する人件費部分(2人の職員が携わっている分)を、指定管理の支出ではなく、柏市社会福祉協議会補助金から補っている。 当該管理事務に従事する平成29年度の人件費相当部分は、市社協の見積りによれば、1年間で約800万円となる。(平成29年度は人件費換算で約550万円。)これにより、補助金の実績の支出が同額、過大計上となっている。同時に、指定管理料の実績の支出が同額、過少計上となっている。</p> <p>【結果】 柏市老人福祉センターの指定管理業務の管理事務に直接従事する職員の人件費については、指定管理業務の職員人件費支出として按分計算されたい。これにより、補助金は当該人件費支出相当分だけ減額されたい。 また、指定管理料については、同額、増額することになるが、法人繰入が、見積り等により1,100万円予算よりも超過していること、また、予算の法人繰入額280万円が本部経費の性質ではなく、剰余金の性質であることを勧業すると、指定管理業務の支出に対応する指定管理料については増額する必要はないものとする。</p>	令和元年度から、老人福祉センターの指定管理の管理業務に従事する職員の人件費は、指定管理業務の職員人件費支出として按分して計算を行い、補助金については支出相当分を減額して申請を行います。 なお、過去の人件費分については、所管課と協議の上、返納等の対応を検討しています。	検討中	柏市社会福祉協議会	53
21	⑧ 南部老人福祉センターの平成29年度「陶芸入門講座」の会計処理について	ア. 収支報告書の網羅性について		指摘	<p>【現状・問題点】 南部老人福祉センターが各講座の収支として集計している市社協の収支報告書には、収入として、参加費、支出として事務費でインカートリッジ、同じく講師謝礼が計上されている。 一方、市社協の自主事業としての講座の開催要領においては、道具代、材料費、参加費と広告に記載されている。この開催要領のうち、収支報告書に記載されているのは、参加費のみで、道具代と材料費は簿外で処理されており、収支報告書には計上されていない。</p> <p>【結果】 参加者から徴収した開催要領に記載の収入について、どのように支出したのかについて、適切に網羅的に市社協の収支報告書で報告されたい。</p>	これまでの経緯から、当該講座はサークル団体との共同事業として実施しており、運営についてはサークル団体を主体として行ったことから、道具代や材料費の支出について収支報告書と齟齬が生じていたものです。 参加者から徴収する収入や支出については適正に管理していく必要があり、今後は当該講座を委託することも含めて、効果的な運営方法を検討します。	検討中	柏市社会福祉協議会	56

平成30年度包括外部監査結果報告における指摘事項で検討中のもの

監査対象/ テーマ	管理 番号	中項目	小項目	指摘/ 意見/ 提案	主な内容	・ 改善の状況 ・ 意見及び提案を受けての考え方、対応状況	措置等対応 状況の区分	監査対象部署 /指定管理者	報告書 ページ	
柏市老人福祉センター指定管理業務について	24	⑨ 柏寿荘の平成29年度「陶芸入門講座」の会計処理について	ア.収支報告書の網羅性について	指摘	<p>【現状・問題点】 柏寿荘が各講座の収支として集計している市社協の収支報告書には、収入として、講座参加費、市受託金収入、支出として資料代、運営事務費(講師謝礼)が計上されている。 一方、市社協の自主事業としての開催要領では、道具代、材料費、参加費と広告に記載されている。その開催要領のうち、収支報告書に記載されているのは、参加費(講座参加費)のみで、道具代と材料費は簿外で処理されているため、収支報告書は支出が網羅されていない。</p> <p>【結果】 参加者から徴収した開催要領に記載の収入について、どのように支出したのかについて、適切に網羅的に市社協の収支報告書で報告されたい。</p>	<p>これまでの経緯から、当該講座はサークル団体との共同事業として実施しており、運営についてはサークル団体を主体として行ったことから、道具代や材料費の支出について収支報告書と齟齬が生じていたものです。 参加者から徴収する収入や支出については適正に管理していく必要があります。今後は当該講座を委託することも含めて、効果的な運営方法を検討します。</p>	検討中	柏市社会福祉協議会	57	
	31			⑬ 実効性のある予算統制の実施について	指摘	<p>【現状・問題点】 市社協が作成している各年度の年度毎の単年度の収支計画は、計画時点における直近の実績や状況を踏まえて収支計画を策定しているということであるが、その殆どが、指定管理者選定時の計画の数値と差異がなく、直近の実績には即していない収支計画となっており、計画が実績を上回る支出項目の剰余金を流用し、計画が実績を下回る支出項目を補うなど、個々の支出項目の予算統制が十分に行われず、全体としての支出項目の調整が行われる結果となっている。</p> <p>【結果】 単年度予算を策定する際は、支出項目ごとに指定管理者選定時の収支計画の見直しを行い、適切な予算を策定するように対応されたい。ただし、結果として、多額の剰余金が生じた場合にその剰余金の適切な取扱いについて、市と協議し、果実還元等の議論も含め、適切に対処されたい。また、不測の事態について、予算の中でどの程度反映するかという点について、その適正額や予算額の取扱い等についての明示的なルールを市と協議し、適切に設定されたい。</p>	<p>令和元年度の予算については、過年度の実績や今後見込まれる支出の増減等を加味しながら、算定を行いました。結果として多額の剰余金が生じた場合の対応については、過去の剰余金や人件費補助金の対応と併せて、検討していきます。また、不測の事態に備えた予算編成等については、その適正額等のルールについて、市所管課と協議していきます。</p>	検討中	柏市社会福祉協議会	63
柏市老人福祉センター指定管理業務に係る市所管課の事務について	37	② 収支計画における他会計繰入金の評価について		指摘	<p>【現状・問題点】 指定管理者の法人運営繰入金支出(他会計繰入金)が計画より実績が約1,100万円多く計上されているが、収支計画の見積りによって生じたものである。市所管課は、収支計画の見積りであるとの認識が不足していたことより、見直しを指定管理者である市社協に指摘することはなかった。</p> <p>【結果】 市所管課は、指定管理者選定時のみならず、各年度の収支計画時においても実績と将来の見込みを十分考慮し、適切に収支計画を作成するように指導されたい。また、1,100万円の剰余金についても、その取扱いとして返還するか、老人福祉センターの将来のための予算として有効に使用するように使用制限をかけるなど、果実還元等の対応を含めて、市としての対応を早急に協議されたい。</p>	<p>収支計画については、過年度の実績や今後見込まれる支出の増減等も加味して作成するよう指導します。法人繰入金について予算よりも1,100万円実績が多い結果でしたが、本部経費相当分も含め、利潤の適正金額について精査を行っており、返還や果実還元等の対応について検討中です。</p>	検討中	高齢者支援課	69	
	38			③ モニタリングの実施体制について	指摘	<p>【現状・問題点】 市所管課は、市社協がどれだけ公の施設の設置目的を達成しているかを確認することができず、効果的な目標管理によるモニタリングをできる体制ではなく、市社協に対して企画事業ごとにKPI(重要な業績指標)を設けるような指示はしていない。 また、モニタリングを行う際に指定管理者の予算による執行統制の視点が欠けているものと考えられ、適切な予算統制によるモニタリングを行うことは難しいものと考えられる。</p> <p>【結果】 老人福祉センターに係る設置目的の達成状況を、適切にモニタリングを行うことができるようにKPIを設定し、報告書の中でもKPIを指標として、事業計画の達成度を確認することができるようなモニタリング実施体制を整えられたい。また、予算統制に係るモニタリングにおいても、修繕費による備品購入に類する不適切な処理を許容することなく、本来の予算科目の性質に即した予算統制を実施されたい。</p>	<p>施設の設置目的を達成するために、その成果を測る指標については、指定管理者とも協議の上、設定するよう検討していきます。 また、予算科目の性質に即した予算統制となるよう、モニタリング実施時において確認し、必要に応じ指定管理者へ指導を行います。</p>	検討中	高齢者支援課	70
	47			⑫ 南部老人福祉センターに係る柏市固定資産台帳(平成29年3月31日現在)と実績報告書の整合性について	指摘	<p>【現状・問題点】 南部老人福祉センターに係る柏市の固定資産台帳の合計と建設に係る補助金申請の事業実績報告書の合計で2,574万円の差異が生じているが、客観的な根拠を確認することができなかった。更に、柏市固定資産台帳では、冷暖房設備や昇降機設備などが一括して建物として計上され、耐用年数も建物の耐用年数47年で減価償却が計算されている。</p> <p>【結果】 有形固定資産の取得原価については、取得原価の金額の根拠となる証拠について明確に把握されたい。また、資産の種類ごとに区分し、各耐用年数に応じた減価償却を実施されたい。</p>	<p>有形固定資産の取得原価については、取得原価の金額の根拠となる証拠を再度調査しています。 また、固定資産台帳の整備については、財産管理部門を中心に関係部署による協議を開始し、情報の共有や課題の整理を行っているところです。財産管理部門とも協議調整を行いながら、効率的かつ効果的に財産の把握・管理ができるように検討を進めています。</p>	検討中	高齢者支援課	76
	48			⑬ 沼南老人福祉センターに係る柏市固定資産台帳(平成29年3月31日現在)と実績報告書の整合性について	指摘	<p>【現状・問題点】 沼南老人福祉センターの建物建設に関する補助金申請の資料である事業実績報告書には、建物だけではなく除湿・温度保持装置なども含まれ、2階建であることから昇降機などの装置も付帯していることも確認できている。複数の種類の異なる有形固定資産で構成されていることが容易に確認できるにもかかわらず、柏市固定資産台帳では一括して建物として再調達原価を算定し、建物の耐用年数47年で当該有形固定資産を一括して減価償却を行っている。</p> <p>【結果】 本来であれば既に償却済みとなっている建物付属設備の取得原価相当部分の一部が残高として資産計上されているが、原則的な資産調査手法を実施すれば容易に関連資料等で建物躯体とは耐用年数が異なる附属設備を把握することができたものと考えられる。したがって、資産の種類ごとに区分して管理し、各耐用年数に応じた減価償却計算を行われたい。</p>	<p>固定資産台帳の整備については、財産管理部門を中心に関連部署による協議を開始し、情報の共有や課題の整理を行っているところで、財産管理部門とも協議調整を行いながら、効率的かつ効果的に財産の把握・管理ができるように検討を進めています。</p>	検討中	高齢者支援課	77

平成30年度包括外部監査結果報告における指摘事項で検討中のもの

監査対象/ テーマ	管理 番号	中項目	小項目	指摘/ 意見/ 提案	主な内容	・改善の状況 ・意見及び提案を受けての考え方、対応状況	措置等対応 状況の区分	監査対象部署 /指定管理者	報告書 ページ
柏市老人福祉センター指定管理業務に係る市所管課の事務について	49	⑭ 柏寿荘に係る 柏市固定資産台帳(平成29年3月31日現在の妥当性について		指摘	<p>【現状・問題点】 柏寿荘を建設する際の設計図では、建物には空調機などの設備も含まれていることが容易に確認することができる。複数の種類の異なる有形固定資産で構成されているにも拘らず、柏市固定資産台帳では、一括して建物として再調達原価を算定し、建物の耐用年数47年で減価償却を行っている。</p> <p>【結果】 本来であれば既に償却済みとなっている建物付属設備の取得原価相当部分の一部が残高として資産計上されているが、原則的な資産調査手法を実施すれば容易に関連資料等で建物躯体とは耐用年数が異なる附属設備を把握することができたものと考えられる。したがって、資産の種類ごとに区分して管理し、各耐用年数に応じた減価償却計算を行われたい。</p>	<p>固定資産台帳の整備については、財産管理部門を中心に関連部署による協議を開始し、情報の共有や課題の整理を行っているところで。財産管理部門とも協議調整を行いながら、効率的かつ効果的に財産の把握・管理ができるように検討を進めていきます。</p>	検討中	高齢者支援課	78
	50			指摘	<p>【現状・問題点】 財産価値を増加させたり、使用年数を延長させたりする工事件は、公有財産台帳の建物の一部である付属設備又はその従物に該当するものとして、公有財産台帳に記載・記録する性質のものであるが、公有財産台帳には拡張工事でない限り台帳記載内容を更新していない。これまでの財産管理が慣例として拡張工事以外は台帳記載してこなかったという事実によって、普通建設事業費に該当する工事による財産の取得要件を台帳記載してこなかった事実を正当化できるものではなく、職員間に長年、適正な財産管理の意識を補い付けることができなかった要因があるものと考えられる。</p> <p>【結果】 地方自治法に基づく財産管理を実質的に行うためにも、今回サンプルとして抽出した1,000万円以上の工事件を含めて、普通建設事業費に該当するような工事請負費等(実施設計委託料等の工事関連付随費用を含む。)の支出による財産の取得については、営繕工事台帳等の記載データも含めて、広範で正確な組織的調査を実施し、公有財産台帳に記載するよう見直しを実施されたい。</p>	<p>公有財産台帳の整備については、財産管理部門を中心に関係部署による協議を開始し、情報の共有や課題の整理を行っているところで。財産管理部門とも協議調整を行いながら、効率的かつ効果的に財産の把握・管理ができるように検討を進めていきます。</p>	検討中	高齢者支援課	80
	51			指摘	<p>【現状・問題点】 固定資産台帳の適切な管理とは、固定資産の新規取得、取替え工事による取得の会計取引を把握し、合理的な金額で、固定資産台帳に記載することである。 台帳の更新については、建物修繕、設備修繕は資産計上せず、建物・設備増築や建物改良(補強や断熱、電気設備改良や冷暖房給排水設備改良など)を計上しているが、普通建設事業費としての支出であり、最終的には資本形成のための支出としての性質を有するものは固定資産台帳への記載が必要となる。 また、台帳更新にあたる工事件は平成27年度からの工事を対象としているが、平成26年度の総務大臣通達及び平成27年度の同マニュアルでは、平成27年度以降の固定資産のみでなく、約30年間遡及して対応すると通達されており、柏市の固定資産台帳は当該30年間の遡及分に適用される部分について、総務大臣通達及び同マニュアルに準拠していない。</p> <p>【結果①(指摘)】 固定資産台帳への計上は原則として約30年間遡及し、特に重要性が高い資産案件(金額的に多額で資本的支出に該当する案件等)については、柏市老人福祉センターにかかる普通建設事業費で工事を実施した資本的支出の案件を洗い出し、柏市固定資産台帳に適切に記載されたい。</p>	<p>【指摘①及び意見②】 固定資産台帳の整備については、財産管理部門を中心に関連部署による協議を開始し、情報の共有や課題の整理を行っているところで。財産管理部門とも協議調整を行いながら、効率的かつ効果的に財産の把握・管理ができるように検討を進めていきます。</p>	検討中	高齢者支援課	82
柏市民交流センター及び柏市民ギャラリー指定管理業務について	58	① 収支報告書について	カ. 本社事務管理費について	指摘	<p>【現状・問題点】 指定管理者より提出された指定管理者選定提案時の収支計画、各年度の収支計画及び各年度の収支報告においては、いずれも「本社事務管理費」が計上されているが、その見積根拠や実績についての十分な説明がなされていない。</p> <p>【結果】 本社事務管理費の算定方法については、指定管理者提案段階や基本協定の締結段階で、市所管課に対し具体的な算定根拠を示して、両者間で合意されたい。柏市民交流センター等の指定管理事業に対し実際に発生する費用を個々に積み上げ計算し、その内容を明示した上で、集計結果を計上すべきものとする。積み上げ計算による金額が、上記一般管理費割合と近似することが確認された場合に限り、事務手続の効率性を勘案し、比率算定の方法を取り入れることが許容されるものと考えられる。</p>	<p>令和元年度に、本社管理費の見積根拠、実績については、各本社財務部門と連携のうえ、市所管課に文書を作成のうえ、提出します。</p>	検討中	柏市文化・交流複合施設運営共同事業体	101
柏市民交流センター等指定管理業務に係る市所管課の事務について	70	① 柏市民交流センター等の資産について		指摘	<p>【現状・問題点】 柏市民交流センター等の施設の造作設備が公有財産として認識されておらず、柏市財務規則第261条に定める「公有財産台帳等の調整」の対象と認識されていない現状が続いており、公有財産台帳へ登録されておらずその状況が明らかにされていない。また、同規則第224条に定める「公有財産の管理」の対象と認識されておらず、施設・設備の現況の調査等が適正に行われていない。 当該造作設備は、指定管理業務の中で空調設備等の保守点検を行っており、公の施設の管理者としては、所定の台帳に財産状況を明らかにし、適正な管理を網羅的に行う責任がある。指定管理業務は、柏市が保有する公の施設に対して適正な管理運営がなされることが前提であることを、再認識する必要がある。</p> <p>【結果】 柏市民交流センター等の造作設備を公の施設としての公有財産として適正に認識し、法令や規則でその管理が求められる公有財産台帳に登録し、共同事業体が管理運営を適正に行うことができるよう、柏市としての認識を新たにされたい。</p>	<p>公有財産台帳の整備については、財産管理部門を中心に関係部署による協議を開始し、情報の共有や課題の整理を行っているところで。財産管理部門とも協議調整を行いながら、効率的かつ効果的に財産の把握・管理ができるように検討を進めていきます。</p>	検討中	協働推進課文化課	111
	73			② 建物賃貸借契約について	指摘	<p>【現状・問題点】 建物本体は柏市が賃借しており、その契約期間は平成28年5月1日から平成33年3月31日となっている。造作設備の耐用年数や施設の継続性を勘案した場合、現在の契約期間は適切でなく、現在の指定期間が終了後も施設の運営は継続することを前提としており、市の施設としてはより長期にわたり存続することを意図しているものと解する。現在の建物賃貸借契約においては、平成33年3月31日の契約期間終了後に、施設の移転、耐用年数未経過の設備の除却、賃借建物に対する原状回復義務の履行による財政支出等が迫られるという、短期間での各種リスクが存在する。</p> <p>【結果】 自動継続条項や原状回復義務の契約条項は、建物賃貸借契約においては一般的であり、正当な契約内容であると解するが、公の施設としての運営を目的とし、多額の資金を投入して施設整備を実施する場合には、長期の安定的な運営を行うことが可能な期間や内容を検討し、契約交渉を行われたい。</p>	<p>第2期以降の建物賃貸借の契約期間については、設備の耐用年数等を考慮しながら、長期の安定的な運営が可能となるよう期間や内容を検討し、契約交渉を行います。</p>	検討中	協働推進課文化課

平成30年度包括外部監査結果報告における指摘事項で検討中のもの

監査対象/ テーマ	管理 番号	中項目	小項目	指摘/ 意見/ 提案	主な内容	・ 改善の状況 ・ 意見及び提案を受けての考え方、対応状況	措置等対応 状況の区分	監査対象部署 /指定管理者	報告書 ページ	
柏市民交流センター等指定管理業務に係る市所管課の事務について	76	③ 収支計画書及び事業報告書について	ウ. 本社事務管理費について	指摘	【現状・問題点】 本社事務管理費について、指定管理者より提示されている数値の根拠が明らかでないにもかかわらず、収支計画書の予算額、収支報告書の実績額及び予算実績差額のいずれについても適切な検査、分析が行われていない。 【結果】 本社事務管理費については、実際に発生する費用を個々に積み上げ計算し、その金額が指定管理者の提示する一般管理費割合と近似することが確認された場合に限り、事務手続の効率性を勘案し、比率算定の方法を取り入れることが許容されるものとする。市所管課においても共同事業者から所定の積算根拠の提出を受け、内容を確認の上、その妥当性について判断されたい。	本社事務管理費については、指定管理者から提出を受けた平成30年度の事業報告の記載内容について、令和元年度の事業計画との照合を行い、積算の方法や金額の妥当性について協議検討を行います。	検討中	協働推進課文化課	117	
	77		エ. 果実還元について	指摘	【現状・問題点】 指定管理者との協定書第14条(利益の還元)に規定する果実還元について、利用料金収入額を指標としていることに合理性が無く、指定期間の初期にのみ実施されるか、若しくは、少額の実施に限定される考え方であり、指定期間全般を通じて適用されるものではない。 【結果】 指定管理者選定時の果実還元の考え方を適正化させるため、指定管理者選定時の審査においては専門家又は他の委員の実質的な審査の対象となるよう位置付けを行い、果実還元の考え方を抜本的に見直しされたい。	果実還元については、次回選定に向けてその考え方を整理するとともに、選定時の審査においても議論いただけるようその考え方を説明していきます。	検討中	協働推進課文化課	118	
	80		⑤ 指定管理料について	イ. 指定管理料の見直しについて	指摘	【現状・問題点】 収支報告によれば2年度連続して収支差額が赤字となっており、現在の進行年度である平成30年度収支計画においても、3百万円の収支差額の赤字を見込んでいる。これらの赤字に対する責任について、いずれも共同事業者負担としているが、合理的な理由が不明であり、特段見直しの検討が行われていない。 【結果】 新設の施設においては、当初の収支計画ですべてを予見することが困難であり、見積差額の発生は止むを得ないものとする。収支報告内容を適正に検証した結果、計画と実績に大きな差額が発生し、それが当初合理的に予測できなかった理由によるものである場合には、次の更新を待たずに、双方が協議の上で指定管理料見直しの検討を行うべきであると考える。当初の計画を大幅に超える費用負担が発生した場合、柏市と共同事業者は均等の立場で真摯に協議を行い、合理的な理由もなく一方だけに負担を負わせることのないよう調整されたい。	指定管理者との基本協定第42条では、特別な事情が生じたと認めるときは、指定管理者と協議し指定管理料の見直しを含めた協定の変更も可能との内容になっています。収支差額の要因となる収入及び支出について改めて検証を行い、指定管理者との協議の上で必要に応じた対応を行います。	検討中	協働推進課文化課	120
アミュゼ柏指定管理業務に係る市所管課の事務について	113	⑥ 本社事務管理費の評価について		指摘	【現状・問題点】 アミュゼ柏の収支決算表によると、本社事務管理費の予算と実績が毎年度同額となっており、明らかに不自然であるが、所管課はそのことについて認識しているものの、本社事務管理費の実績値についての内容の詳細を把握していない。指定管理料の積算については、控除方式を前提にすると、「指定管理料＝支出総額－収入総額(利用料等)」の算式で算定されるものであり、指定管理者が得べき利益が明示されていないことから、本社事務管理費には事実上の利益を含んで積算するという実務が一般化しており、指定管理事業の真のコスト総額が不透明になっているものと考えられる。 【結果】 本社事務管理費は案件の事業規模(＝総収入)に所定の一般管理費比率を乗じて計算したということである。したがって、一般管理費比率については当初の見積比率を使用して計算したとしても実績総収入額に乘じて算定していれば実績額とみなすことも可能であると考えられる。しかし、本来であれば一般管理費率についても年度ごとの実績の率を使用して一般管理費実績額を算定することが指定管理事業の真のコスト総額を評価する上では望ましいものとする。 指定管理者によれば管理費について年度ごとに大きな変動はないということであるが、本社事務管理費の評価にあたっては指定管理者に対して一般管理費実績率の算定資料を要求し、その算定根拠を精査しあるべき実績額等に基づいた評価を実施されたい。	本社管理費の積算根拠に関する資料提出を指定管理者に依頼したところであり、今後内容を精査していきます。	検討中	地域支援課	169	
	115		⑧ 自主事業に係る施設利用料の取扱いについて		指摘	【現状・問題点】 基本協定書第22条第4項に定められている貸館事業会計と自主事業会計の区分経理を前提にすると、指定管理者が自主事業において施設を利用した場合には、本来であれば貸館事業会計において利用料収入を計上し、自主事業会計において利用料支出を経費として計上する必要があるものと考えられる。 利用料の減免については、柏市アミュゼ柏条例施行規則第15条において、指定管理者が公益上特に必要があると認める場合に減免できるという規定があるのみであり、自主事業の公益性を判断するには、企画・実施内容・参加者等の客観的な評価資料等に欠けること等から、当該規定を適用して自主事業の利用料が免除されているとみなすことは妥当ではない。 ここで、基本協定書第14条では利益の還元について、利用料金収入の実績額が計画額を超えた場合に、その差額の1/2を市に納付する旨を規定しており、自主事業実施に伴う利用料収入の発生を前提とすると、各年度の利用料収入が過少であったのであるから、それに伴い各年度の還元額についても過少であったことになる。 【結果①(指摘)】 過去の各年度において、自主事業による施設利用料を加算した本来あるべき利用料収入を算定の上、果実還元額を再計算し、既に納付を受けた還元額との差額を指定管理者に請求することを検討されたい。 【結果②(指摘)】 指定管理者に自主事業の積極的な開催を求めている上では、今後は自主事業による施設利用については利用料を正式に免除することが合理的と考えられる。したがって、自主事業で使用する場合には施設利用料を免除する旨の規定を基本協定書に追加することを検討されたい。	自主事業については、その事業が施設の設置目的や自主事業のガイドラインに沿った事業であることから使用料の減免対象としているところです。自主事業の位置づけや使用料減免の考え方について改めて指定管理者と協議し、検討します。	検討中	地域支援課	171
	116				指摘	自主事業の位置づけや使用料減免の考え方については、改めて指定管理者と協議し、検討していきます。	検討中	地域支援課	171	

平成30年度包括外部監査結果報告における指摘事項で検討中のもの

監査対象/ テーマ	管理 番号	中項目	小項目	指摘/ 意見/ 提案	主な内容	・ 改善の状況 ・ 意見及び提案を受けての考え方、対応状況	措置等対応 状況の区分	監査対象部署 /指定管理者	報告書 ページ
アミュゼ柏指定管理業務に係る市所管課の事務について	125	⑮ 施設の固定資産台帳への登録について		指摘	<p>【現状・問題点】 アミュゼ柏の建物について、固定資産台帳では建築に要した工事代金39億138万円が一本にまとめられて資産計上され、耐用年数47年で減価償却されている。しかし、上記取得価格は複数の工事契約から構成されており、その内容は建物本体と附属設備に容易に区分できるものである。 確かに、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」においては、統一的な基準による財務書類作成開始時においては、建物本体と附属設備を一体として固定資産台帳に記載することができることとされているが、本来は建物と附属設備を分けて記載し、それぞれに適切な耐用年数を設定して減価償却計算を行うべきものである。 建物と附属設備それぞれを分けて平成28年度末時点の簿価を試算すると15億750万円であり、市の固定資産台帳に計上されている簿価(23億1,351万円)と比較して8億円程度の乖離がある。</p> <p>【結果】 企業会計における固定資産の管理及び将来の取替投資に関して言えば、どの資産がどの程度老朽化しており、今後どれくらいの更新投資が必要になるのかといった情報が将来のコスト負担の認識にあたって不可欠である。 「統一的な基準」のそもそもの趣旨に立ち返り、固定資産台帳に記載されている建物等の記載単位を更に細分化して台帳管理することを検討されたい。</p>	固定資産台帳の整備については、財産管理部門を中心に関係部署による協議を開始し、情報の共有や課題の整理を行っているところです。財産管理部門とも協議調整を行いながら、効率的かつ効果的に財産の把握・管理ができるように検討を進めていきます。	検討中	地域支援課	181
柏市民文化会館指定管理業務に係る市所管課の事務について	145	② 指定管理者候補の選定に係る収支計画の評価について		指摘	<p>【現状・問題点】 収支計画の内容、的確性及び実現可能性については、選定審査評価表のなかで審査項目としてあげられている。そのため、市所管課としては、収支計画は柏市指定管理者候補者選定委員会で検討しているとの認識である。選定委員会の書類審査における議事録を見る限り、人員計画と人件費予算の整合性について言及している委員もいるが、所管課の説明を受けるに留まり、面接審査の際に応募者に質問をする等の掘り下げた検証は行われていない。また、選定委員会における面接審査の議事録を見る限りでは、自主事業や施設運営の質疑がほとんどであり、収支計画に対する質疑はほとんどない。 そのため、市所管課及び選定委員会のいずれも指定管理者の収支計画の内容、的確性及び実現可能性について、主体的に掘り下げた検討を十分には行っていないものと考えられる。</p> <p>【結果】 収支計画が実現に即したものではない場合、指定管理者の選定審査結果に影響を与える可能性もある。そのため、文化施設の専門家に依頼する等により慎重に検討するための手引等を作成するなどして対応を図られたい。</p>	指定管理者候補者選定時における各応募団体の収支計画の評価については、他市の取組状況等も研究しながらその効果的な評価手法について検討していきます。	検討中	地域支援課	215
	153	⑤ 指定管理者の経理について	ア、自主事業に係る施設利用料の取扱いについて	指摘	<p>【現状・問題点】 基本協定書第15条の規定により、指定管理事業と自主事業は独立した経理を行わなければならないため、自主事業で施設を利用した場合には、当該施設利用料を自主事業の経費に計上するとともに、指定管理事業の利用料金収入に計上することになると考えられる。しかし、指定管理者は、自主事業に係る経費と指定管理事業に係る利用料金収入については、これを相殺して収支報告書をそれぞれ作成しており、自主事業に係る収支報告書上、施設利用料を経費に計上しておらず、指定管理事業の収支報告書上、利用料金収入を計上していない。一方で、自主事業での施設利用について、事業計画書で数値目標に掲げている利用日数や稼働率の算定にあたってはこれを含めているため、自主事業での施設利用の割合が増加した場合、利用日数や稼働率が増加・上昇しているにもかかわらず、利用料金収入は増加しないという不都合が生じることになる。</p> <p>【結果】 自主事業で施設を利用した場合の利用料金について、収支報告書で総額表示させないのであれば、当該取扱いを基本協定書に明記されたい。また、数値目標算定上は、収支報告書上の取扱いに整合させ、利用人数や稼働率に含めない場合と、便宜的に含める方法とを併記する等の工夫をされたい。</p>	自主事業については、その事業が施設の設置目的や自主事業のガイドラインに沿った事業であることから使用料の減免対象としているところです。自主事業の位置づけや使用料減免の考え方、施設の利用人数や稼働率の算定方法等について、改めて指定管理者と協議し、検討します。	検討中	地域支援課	219